

長崎労働局発表

平成30年6月28日（木）

長崎労働局労働基準部

賃金室長 松浦 隆徳

賃金室長補佐 千北 昌幸

電話 095-801-0033 内線 308

「長崎県最低賃金」の改正に向けてスタート

～ 7月6日、審議会に諮問～

長崎労働局長(小玉 剛)は、下記により開催される平成30年度第1回長崎地方最低賃金審議会に対し、長崎県最低賃金の改正について諮問を行います。

これを受けて、同審議会は、県内の経済・雇用情勢や賃金実態など最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、調査審議を進めることとなります。

記

1 日 時

平成30年7月6日（金曜日） 午後2時00分より

2 場 所

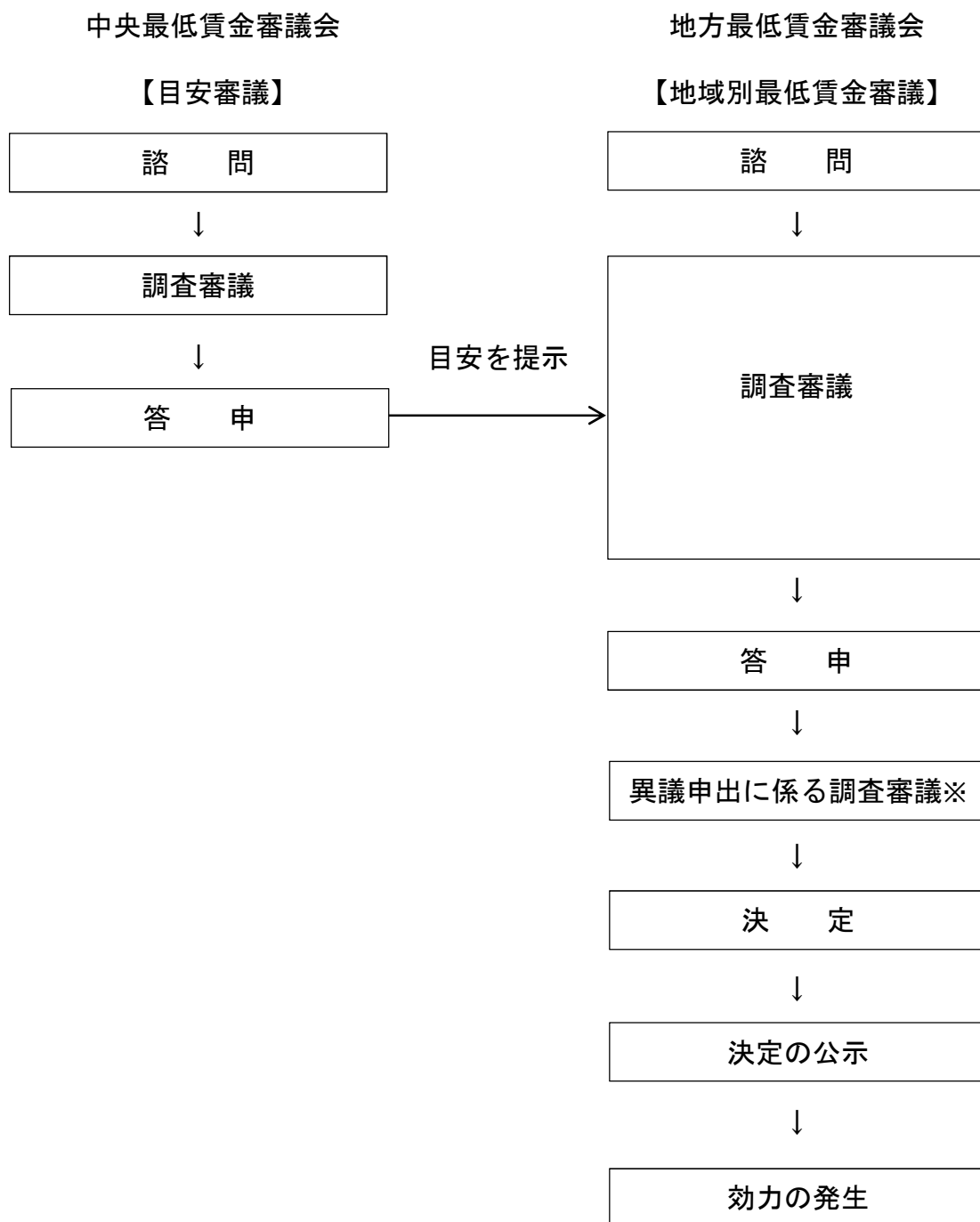
住友生命長崎ビル 長崎労働局 8階会議室
(長崎市万才町7-1)

3 議 題 (予定)

- (1) 長崎県最低賃金の改正諮問について
- (2) 長崎県最低賃金専門部会の設置等について
- (3) 審議日程等について
- (4) その他

(参考)

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

【参考事項】

- 1、地方最低賃金審議会は労働局長の諮問機関であり、その委員は、公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員各5名の計15名で構成されている。(長崎労働局ホームページの委員名簿を参照)
- 2、今後、上記審議会は中央最低賃金審議会(略称:「中賃」、厚生労働省に設置)から示された引上げ額の目安を参考に、地域の実情(経済情勢、賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等)に応じた最低賃金改正のための調査審議を行うことになる。
- 3、現在の長崎県最低賃金は、今年の改正で22円引き上げられ時間額737円となり、平成29年10月6日に発効している。

* 取材される場合、テレビカメラ等による撮影は会議開始冒頭のみとしますのでよろしくをお願いします。

●最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、国が法的強制力(最低賃金法)をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則(最賃法第40条:50万円以下の罰金)が定められている。

●目安制度及び都道府県別の最低賃金額について

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性の確保に資するため、中央最低賃金審議会が、毎年、47都道府県をA~Dの4つのランクに分け、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示することとしている。

目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これに拘束されるものではないこととされている。

現在の都道府県別の最低賃金額は、Aランクの東京都最低賃金が958円で最も高く、全国加重平均は848円である。

Dランクは、福岡(Cランク789円)を除く九州・沖縄各県が含まれており、現在の最低賃金額は、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、宮崎、沖縄が同額の737円である。

●今後のスケジュール

今後、長崎地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安(平成29年度は7月27日に目安提示)を参考に、地域の実情(経済情勢、賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等)に応じた最低賃金改正のための調査審議を行い、審議結果について審議会会長から局長に対して答申がなされ、異議申出に関する手続を経て長崎労働局長が決定する。